銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

目　次

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）……1
○長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）……85
○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）……115
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）……191
○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）……193
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）……198
○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）……272
○信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）……275
○内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）……278
○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）……284
○資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）……286
○資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）……288
○仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）……289
○金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）……291
○附則……293

○　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第八章の二　略］ 第八章の三　電子決済等代行業 第一節　通則（第三十四条の六十四の二―第三十四条の六十四の八） 第二節　業務（第三十四条の六十四の九―第三十四条の六十四の十九） 第三節　監督（第三十四条の六十四の二十―第三十四条の六十四の二十二） 第四節　認定電子決済等代行事業者協会（第三十四条の六十四の二十三―第三十四条の六十四の二十六） 第八章の四　指定紛争解決機関 ［第一節～第三節　略］ 第九章　［略］	目次 ［第一章～第八章の二　同上］ 第八章の三　指定紛争解決機関 ［第一節～第三節　同上］ 第九章　［同上］

附則

（定義）

第一条　この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行事業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三　法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第

附則

（定義）

第一条　この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、指定紛争解決機関、銀行業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三　法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第

六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の四及び第九章において同じ。）とする。

［一～五　略］

［2～4　略］

（電子決済等代行業に該当しない行為）

第一条の三の三　法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際

五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。

［一～五　同上］

［2～4　同上］

［条を加える。］

し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立つて、法第二条第十七項第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

（電子決済等代行業に該当する方法）

第一条の三の四　法第二条第十七項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。

（営業の免許の申請等）

第一条の八　法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　前各号に掲げるもののほか法第四条第二項及び第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［略］

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～五　略］

（金融等デリバティブ取引）

［条を加える。］

（営業の免許の申請等）

第一条の八　［同上］

［一～三　同上］

四　前各号に掲げるもののほか法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～五　同上］

（金融等デリバティブ取引）

第十三条の二の三　法第十条第二項第十四号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ　［略］

ロ　商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

［⑴・⑵　略］

［二・三　略］

［2・3　略］

（特定取引勘定）

第十三条の六の三　銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない銀行又は当該要件のいずれにも該当しない銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

［一・二　略］

2　［略］

第十三条の二の三　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

［⑴・⑵　同上］

［二・三　同上］

［2・3　同上］

（特定取引勘定）

第十三条の六の三　銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない銀行又は当該要件のいずれにも該当しない銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

［一・二　同上］

2　［同上］

3　特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第六項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

［一・二　略］

［4・5　略］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十三条の六の五　銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十三条の八　法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げる全ての措置を講じること。

イ　銀行業務関連苦情（法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

［ロ・ハ　略］

［二・三　略］

3　特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第五項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

［一・二　同上］

［4・5　同上］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十三条の六の五　銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十三条の八　［同上］

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　銀行業務関連苦情（法第二条第十九項に規定する銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

［ロ・ハ　同上］

［二・三　同上］

四　令第十六条の十四各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

五　［略］

2　法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあっせんをいう。）により銀行業務関連紛争（法第二条第二十三項に規定する銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

［二・三　略］

四　令第十六条の十四各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五　［略］

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一　［略］

二　法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十六条の十四各号に掲げる指定を取

四　令第十六条の九各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

五　［同上］

2　［同上］

一　金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあっせんをいう。）により銀行業務関連紛争（法第二条第二十項に規定する銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

［二・三　同上］

四　令第十六条の九各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十六条の九各号に掲げる指定を取り

り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ　法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十六条の十四各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第十四条の十一の十三　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［略］

消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　［同上］

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ　法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十六条の九各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第十四条の十一の十三　［同上］

一　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［同上］

2　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件

2　［同上］

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四　［同上］

は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［略］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

［イ・ロ　略］

ハ　法第十三条の四に規定する特定預金等（ハ及び第三十四条の二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

［ニ～ト　略］

三　［略］

（広告類似行為）

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第十三条の四に規定する特定預金等（ハ及び第三十四条の二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

［ニ～ト　同上］

三　［同上］

（広告類似行為）

第十四条の十一の十七　法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ニ　略］

（休日の承認の申請等）

第十四条の十一の十七　［同上］

［一・二　同上］

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ニ　同上］

（休日の承認の申請等）

第十五条　［略］

２　［略］

３　当座預金業務を営まない営業所において、令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（次項において「指定休日」という。）以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第三十二条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項の規定による審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

４　［略］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［略］

２　法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～二の二　略］

二の三　電子決済等代行業に係る業務

［三～三十九　略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五　銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ

第十五条　［同上］

２　［同上］

３　当座預金業務を営まない営業所において、令第五条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日（次項において「指定休日」という。）以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第三十二条第二項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同条第三項に規定する審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

４　［同上］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［同上］

２　［同上］

［一～二の二　同上］

［号を加える。］

［三～三十九　同上］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五　銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条にお

。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　略］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第十七条の五の二　銀行は、当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

いて同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　同上］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第十七条の五の二　銀行は、当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　当該銀行に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　株式交換により当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

［⑴～⑶　略］

［三・四　略］

五　当該認可に係る当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　株式交換により当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

［⑴～⑶　同上］

［三・四　同上］

五　当該認可に係る当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五　［略］

六　申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

3　前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六　［略］

五　［同上］

六　申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］

3　前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六　［同上］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 3　［略］	2　［同上］ ［一～三　同上］ 四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 3　［同上］
（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請） 第十七条の七　銀行は、法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 ［2・3　略］	（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請） 第十七条の七　［同上］ ［一～三　同上］ 四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 ［2・3　同上］
（合併の認可の申請） 第二十二条　銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～十一　略］	（合併の認可の申請） 第二十二条　［同上］ ［一～十一　同上］

十一の二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二・十三　略］

十四　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［略］

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二　銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十一の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二～十四　略］

十五　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［略］

十一の二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二・十三　同上］

十四　その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二　［同上］

［一～十一　同上］

十一の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二～十四　同上］

十五　その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

（事業譲渡等の認可の申請） 第二十三条　銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 ［一～九　略］ 九の二　当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面 十　［略］ 十一　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 2　［略］ （廃業及び解散等の認可の申請） 第二十五条　銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一　銀行業の廃止又は解散 ［イ～ホ　略］	（事業譲渡等の認可の申請） 第二十三条　［同上］ ［一～九　同上］ 九の二　当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面 十　［同上］ 十一　その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 2　［同上］ （廃業及び解散等の認可の申請） 第二十五条　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ホ　同上］

へ　その他法第三十七条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	へ　その他法第三十七条第二項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
二　［略］	二　［同上］
（外国銀行の営業の免許の申請）	（外国銀行の営業の免許の申請）
第二十八条　外国銀行は、法第四十七条第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（同項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七条第三項において同じ。）を定めて法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。	第二十八条　［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］
十一　その他法第四条第二項及び第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	十一　その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
2　内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。	2　内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
［一～四　略］	［一～四　同上］
（外国銀行支店の届出）	（外国銀行支店の届出）
第三十三条　［略］	第三十三条　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　法第四十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	3　法第四十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

4　［略］

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第三十四条の二　銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～八　略］

九　その他第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号

［一～三　同上］

4　［同上］

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第三十四条の二　［同上］

［一～八　同上］

九　その他第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

に掲げる書面を除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［3・4　略］

5　銀行は、法第五十二条の二第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十二　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第三十四条の二の十三　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名

［一～四　同上］

五　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［3・4　同上］

5　［同上］

［一～十一　同上］

十二　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

6　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第三十四条の二の十三　［同上］

一　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿

組合員の同意を得ていないこと。

二　［略］

2　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

二　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四　法第五十二条の二の五において準用する金融

名組合員の同意を得ていないこと。

二　［同上］

2　［同上］

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

二　有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四　［同上］

商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［略］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

［イ・ロ　略］

ハ　法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

［ニ～ト　略］

三　［略］

（広告類似行為）

第三十四条の二の十七　法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

［ニ～ト　同上］

三　［同上］

（広告類似行為）

第三十四条の二の十七　［同上］

を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ニ　略］

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の六　法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第五十二条の十第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀

［一・二　同上］

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ニ　同上］

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の六　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他法第五十二条の十第二号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第五十二条の十第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4　金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　略］

［5・6　略］

（特定主要株主に係る認可の申請）

第三十四条の八　［略］

［一～三　同上］

四　その他法第五十二条の十第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第五十二条の十第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4　金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　同上］

［5・6　同上］

（特定主要株主に係る認可の申請）

第三十四条の八　［同上］

2　第三十四条の六第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十の規定による審査について準用する。	2　第三十四条の六第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十に規定する審査について準用する。
（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）	（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）
第三十四条の十　銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。	第三十四条の十　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　その他法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	六　その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
2　銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。	2　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　その他法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	六　その他法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。	3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］

［4～6　略］

（特定持株会社に係る認可の申請）

第三十四条の十三　［略］

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この節及び第三十五条第三項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

［4～6　同上］

（特定持株会社に係る認可の申請）

第三十四条の十三　［同上］

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十

［イ・ロ　略］

［四・五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　略］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二　銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての

一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　同上］

［四・五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　同上］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二　銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面

認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　株式交換により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　略］

［三・四　略］

五　当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請の時において、申請をした銀行持株会社及びその子会

を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　株式交換により当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　同上］

［三・四　同上］

五　当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

一　当該申請の時において、申請をした銀行持株会社及びその子会

社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［二・三　略］

四　当該申請をした銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五　当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［六・七　略］

3　前二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有

社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

［二・三　同上］

四　当該申請をした銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五　当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［六・七　同上］

3　前二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有するこ

すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　その他次項の規定による審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

［2～4　略］

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

とについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九の五　［同上］

［一～四　同上］

五　その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

［2～4　同上］

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十　［同上］

2　［同上］

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

３　［略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第三十四条の二十一　銀行持株会社は、法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［２・３　略］

（銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第三十四条の二十九　銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十三　略］

十三の二　合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

３　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第三十四条の二十一　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［２・３　同上］

（銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第三十四条の二十九　［同上］

［一～十三　同上］

十三の二　合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十

場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十四　［略］

十五　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3　［略］

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第三十四条の三十　銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十四　略］

十四の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十五　［略］

十六　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五

四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十四　［同上］

十五　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

3　［同上］

（銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第三十四条の三十　［同上］

［一～十四　同上］

十四の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十五　［同上］

十六　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五

十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査について準用する。

3　［略］

（銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第三十四条の三十一　銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十　略］

十の二　当該事業の譲渡により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十一　［略］

十二　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の

十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査について準用する。

3　［同上］

（銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第三十四条の三十一　［同上］

［一～十　同上］

十の二　当該事業の譲渡により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十一　［同上］

十二　その他法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第三十四条の十第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三十五第四項において準用する法第五十二条の

十八第一項の規定による審査について準用する。

3　［略］

（許可申請書のその他の添付書類）

第三十四条の三十四　法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～六　略］

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第三十四条の六十四の四第一号ヘにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十三　略］

十四　前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七　金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十

十八第一項に規定する審査について準用する。

3　［同上］

（許可申請書のその他の添付書類）

第三十四条の三十四　［同上］

［一～六　同上］

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十三　同上］

十四　前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七　金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十

八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　略］

三　銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の⑴又は⑵に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴　当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　同上］

三　銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴　事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該銀行代理業の業務を営む営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該銀行代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において銀行代理業を営まない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別銀行代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合　当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において銀行代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別銀行代理行為を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

のうちそれぞれ一名以上は、次の⑴又は⑵に掲げる特別銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴ 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

⑵ 法第二条第十四項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

［ハ～ホ　略］

［四・五　略］

六　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け

⑴ 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合及び申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

⑵ 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合　当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

⑶ ⑴及び⑵以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

［ハ～ホ　同上］

［四・五　同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け

又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　略］

七　［略］

（変更の届出を要しない場合）

第三十四条の三十八の二　法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　同上］

七　［同上］

［条を加える。］

（広告類似行為）

第三十四条の五十三の二　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ニ　略］

第八章の三　電子決済等代行業

第一節　通則

（電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第三十四条の六十四の二　法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし

（広告類似行為）

第三十四条の五十三の二　［同上］

［一・二　同上］

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ニ　同上］

［章を加える。］

、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。

一　電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先（登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。）

二　加入する認定電子決済等代行事業者協会の名称

三　電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

四　他に業務を営むときは、その業務の種類

2　前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第三十四条の六十四の四及び第三十五条第五項において同じ。）が登録申請者である場合にあつては、登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）に記載することを要しない。

（電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第三十四条の六十四の三　法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子決済等代行業に係る行為のうち、法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

二　取り扱う電子決済等代行業に係る業務の概要

三　電子決済等代行業の実施体制

2　前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制

二　電子決済等代行業の業務（法第二条第十七項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三　電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

（登録申請書のその他の添付書類）

第三十四条の六十四の四　法第五十二条の六十一の三第二項第四号に

規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第五十二条の六十一の二の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　役員（法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　役員が法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ⑴から⑹までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ホ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

ヘ　登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請

の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二　登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ　登録申請者の履歴書

ロ　登録申請者（当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式第二十号により作成した財産に関する調書

（電子決済等代行業者登録簿の縦覧）

第三十四条の六十四の五　金融庁長官等は、その登録をした電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業者登録簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第三十七条第八項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ

つては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎）

第三十四条の六十四の六　法第五十二条の六十一の五第一項第一号イに規定する内閣府令で定める基準は、純資産額（第三十四条の六十四の四第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととする。

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七　法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

三　第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2　法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決

済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3　電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第三十四条の六十四の八　法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、金融庁長官等に提出するものとする。

一　商号、名称又は氏名

二　登録年月日及び登録番号

三　届出事由

四　法第五十二条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

五　電子決済等代行業を廃止したときは、その理由

六　会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき又は電子決済等代行業の全部の譲渡をしたときは、その業務の承継

又は譲渡の方法及びその承継先又は譲渡先

第二節　業務

（利用者に対する説明）

第三十四条の六十四の九　法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行つた時以後に法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2　電子決済等代行業者は、法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。次条、第三十四条の六十四の十一及び第三十四条の六十四の十六において同じ。）を受けて、法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該事項を明らかにすることができる。

3　前項の電子決済等代行業再委託者とは、次のいずれかに該当する

者をいう。

一　預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第二条第十七項第一号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二　法第二条第十七項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

4　法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号

二　利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

三　法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四　利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計

算方法を含む。）

五　利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六　その他当該電子決済等代行業者の行う電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第三十四条の六十四の十　電子決済等代行業者は、電子決済等代行業の利用者との間で法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者（前条第三項に規定する電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第三十四条の六十四の十一　電子決済等代行業者は、法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき銀行が行つた預金者が当該銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の銀行又は電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者にあつては、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

（電子決済等代行業に係る情報の安全管理措置）

第三十四条の六十四の十二　電子決済等代行業者は、その業務の内容及び方法に応じ、電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第三十四条の六十四の十三　電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である電子決済等代行業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第三十四条の六十四の十四　電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第三十四条の六十四の十五　電子決済等代行業者は、その業務（法第二条第十七項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

（銀行との間の契約に定めなければならない事項）

第三十四条の六十四の十六　法第五十二条の六十一の十第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行

業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項とする。

（契約の公表方法）

第三十四条の六十四の十七　銀行及び電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の十第二項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（銀行による基準の公表方法）

第三十四条の六十四の十八　銀行は、法第五十二条の六十一の十一第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法により、電子決済等代行業者及び電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（銀行による基準に含まれる事項）

第三十四条の六十四の十九　法第五十二条の六十一の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十二条の六十一の十第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者

に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第五十二条の六十一の十第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

第三節　監督

（電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第三十四条の六十四の二十　電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

（電子決済等代行業に関する報告書の様式等）

第三十四条の六十四の二十一　法第五十二条の六十一の十三の規定による電子決済等代行業に関する報告書は、電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第二十一号により、法人である場合においては別紙様式第二十二号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第二十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

２　電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に電子決済等代行業に関する報告書の提出をすることができ

ない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の五第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長が当該電子決済等代行業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3　電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした電子決済等代行業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（公告の方法）

第三十四条の六十四の二十二　法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

第四節　認定電子決済等代行事業者協会

（認定の申請書の添付書類）

第三十四条の六十四の二十三　令第十六条の十第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　認定業務（法第五十二条の六十一の十九に規定する認定業務をいう。次号及び第三十四条の六十四の二十六第六号において同じ

。）の実施の方法を記載した書類

二　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三　最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四　役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十六条の十第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

六　その他参考となるべき事項を記載した書類

（会員名簿の縦覧）

第三十四条の六十四の二十四　認定電子決済等代行事業者協会は、その会員名簿を当該認定電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五　法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話

番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二　法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約を締結せずに電子決済等代行業を営んでいる電子決済等代行業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　その他利用者の利益を保護するために認定電子決済等代行事業者協会が必要と認める情報

（認定電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第三十四条の六十四の二十六　法第五十二条の六十一の二十九に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法の解釈に関する情報

二　法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四　電子決済等代行業者の業務又は電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五　電子決済等代行業者の業務及び電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六　その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

第八章の四　［略］

（割合の算定）

第三十四条の六十五　法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている銀行（次条及び第三十四条の六十八第二項において「全ての銀行」という。）の数で除して行

第八章の三　［同上］

（割合の算定）

第三十四条の六十五　法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている銀行（次条及び第三十四条の六十八第二項において「すべての銀行」という。）の数で除して

うものとする。

（銀行に対する意見聴取等）

第三十四条の六十六　法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての銀行の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

2　法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての銀行の説明会への出席の有無

三　全ての銀行の意見書の提出の有無

［四・五　略］

行うものとする。

（銀行に対する意見聴取等）

第三十四条の六十六　［同上］

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての銀行の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

2　法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての銀行の説明会への出席の有無

三　すべての銀行の意見書の提出の有無

［四・五　同上］

3　前項の書類には、銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。	3　前項の書類には、銀行から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。
（指定申請書の添付書類） 第三十四条の六十八　［略］ 2　法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。 一　第三十四条の六十六第一項第二号の規定により全ての銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等 二　全ての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類 三　［略］ 3　［略］	（指定申請書の添付書類） 第三十四条の六十八　［同上］ 2　［同上］ 一　第三十四条の六十六第一項第二号の規定によりすべての銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等 二　すべての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類 三　［同上］ 3　［同上］
（苦情処理手続に関する記録の記載事項等） 第三十四条の七十三　法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。 一　加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情（法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容 ［二～四　略］ 2　［略］	（苦情処理手続に関する記録の記載事項等） 第三十四条の七十三　［同上］ 一　加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情（法第二条第十九項に規定する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容 ［二～四　同上］ 2　［同上］

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四　法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

［一～三　略］

四　当該申立てに係る銀行業務関連紛争（法第二条第二十三項に規定する銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　［略］

［2・3　略］

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第三十四条の七十八　法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十四号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

［2～5　略］

（届出事項）

第三十五条　法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申立てに係る銀行業務関連紛争（法第二条第二十項に規定する銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　［同上］

［2・3　同上］

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第三十四条の七十八　法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

［2～5　同上］

（届出事項）

第三十五条　［同上］

［一～十　略］

十の二　法第十六条の二第七項の認可を受けた銀行が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十の三　法第十六条の二第七項の認可を受けた銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

十一　銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

［十二～三十一　略］

2　［略］

3　法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

六の二　法第五十二条の二十三第六項の認可を受けた銀行持株会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数

［一～十　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

十一　銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

［十二～三十一　同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて保有する銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

六の三　法第五十二条の二十三第六項の認可を受けた銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

七　銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得又は保有した場合

［八～二十四　略］

4　［略］

5　法第五十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等代行業者が法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約の内容を変更

［号を加える。］

七　銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の二十第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得又は保有した場合

［八～二十四　同上］

4　［同上］

［項を加える。］

した場合

三　第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

6‖　銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　第四項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

7‖　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三‖　法第五十三条第五項に該当するときの届出（電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）

8‖　［略］

9‖　［略］

10‖　［略］

11‖　法第二条第十一項の規定は、第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権並びに第三項第六号の二から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

5‖　銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者は、法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～六　同上］

七　前項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

6‖　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

7‖　［同上］

8‖　［同上］

9‖　［同上］

10‖　法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権並びに第三項第七号から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

（経由官庁）

第三十七条　［略］

2　銀行は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

［3～6　略］

7　銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

8‖　電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であつて国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、法第五十二条の六十一の三第一項の規定による申請書、電子決済等代行業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

9‖　［略］

（電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

（経由官庁）

第三十七条　［同上］

2　銀行は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

［3～6　同上］

7　銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

［項を加える。］

8‖　［同上］

第三十八条の三　法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）又はこの府令の規定により電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3　電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（標準処理期間）

第四十条　内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認、登録、認定又は指定（以下「

［条を加える。］

（標準処理期間）

第四十条　内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」とい

認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

［一～五　略］

六　令第十七条の五第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

2　［略］

別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］		
銀行代理業者である個人が死亡したとき	［略］	［略］
［略］		

別表第四（第三十四条の六十四の七第二項関係）

う。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

［一～五　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

別表第三（第三十四条の六十一関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］		
銀行代理業である個人が死亡したとき	［同上］	［同上］
［同上］		

［別表を加える。］

届出事項	記載事項	添付書類	
商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更	一　新商号等 二　旧商号等 三　変更年月日	法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）	
日本における代理人の商号等の変更（電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）	一　新商号等 二　旧商号等 三　変更年月日	日本における代理人が法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面、日本における代理人が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面	

日本における代理人の変更（電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）	一　変更前の日本における代理人の商号等 二　変更後の日本における代理人の商号等 三　変更年月日	一　理由書 二　変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面	
役員（法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	一　変更があつた役員の氏名又は名称及び役職名 二　就任又は退任年月日	一　法人の登記事項証明書 二　就任する役員に係る次に掲げる書面 イ　履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記	

載した書面）

ロ　住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第三十四条の六十四の七第二項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証

	電子決済等代行業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置	営業所等の所在地の変更
する書面 ニ　法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面	一　設置した営業所等の名称 二　所在地 三　設置した営業所等で営む電子決済等代行業に係る業務の内容 四　営業開始年月日	一　名称及び変更前の所在地

	二　変更後の所在地 三　変更年月日			
営業所等の名称の変更	一　変更前の名称及び所在地 二　変更後の名称 三　変更年月日			
営業所等の廃止	一　廃止した営業所等の名称及び所在地 二　廃止年月日		変更に係る事項を記載した登記事項証明書	
主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更（電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であり、外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）	一　変更前の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地 二　変更後の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地 三　変更年月日			

利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先の変更	一　変更前の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 二　変更後の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 三　変更年月日	
認定電子決済等代行事業者協会への加入	一　加入した認定電子決済等代行事業者協会の名称 二　加入年月日	認定電子決済等代行事業者協会に加入した事実を確認することができる書面
認定電子決済等代行事業者協会からの脱退	一　脱退した認定電子決済等代行事業者協会の名称 二　脱退年月日	認定電子決済等代行事業者協会から脱退した事実を確認することができる書面

委託に係る業務の内容又は委託先の変更	一　変更の内容 二　変更年月日

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第二十号を別紙様式第二十四号とし、別紙様式第十九号の次に次の四様式を加える。

別紙様式第20号（第34条の64の４第２号ニ関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所

の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　産　計（A）		
負　債　計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

１　この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　（A）及び（B）の価額の算出は、次のとおり行うこと。

⑴　基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。

⑵　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記⑴にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。

⑶　土地及び建物の価額については、上記⑴にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$+ \ \text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

⑷　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。
⑸　営業権、地上権その他の無形固定資産についても、（A）の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第21号（第34条の64の21第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

電子決済等代行業に関する報告書

（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名　　印

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

２　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

１　登録年月日及び登録番号

２　電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

３　契約締結銀行

契約締結銀行名	契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　「契約締結銀行名」欄は、当期末における契約締結銀行（銀行法第52条の61の10第１項の契約を締結している銀行をいう。２において同じ。）の商号を記載すること。

２　「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従つて行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第２条第17項第１号に掲げる行為（第１条の３の３に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、銀行法第２条第17項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4　委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

1　本表は、委託先（第34条の64の３第２項第２号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

2　「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

3　「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

4　「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5　電子決済等代行業再委託者数

者

（記載上の注意）

当期末において、電子決済等代行業者として第34条の64の９第３項各号の委託を受けている同項の電子決済等代行業再委託者（以下「電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6　使用人の状況

	使　用　人
総　　数	名

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における電子決済等代行業に従事する使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7　事務所の状況

名　　称	所　在　地

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。

2　適宜、地区別に区分して記載すること。

８　電子決済等代行業の実施状況

（単位：件、者）

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかつた件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔　〕	

（記載上の注意）

１　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第２条第 17 項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

２　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行つた件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第２条第 17 項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至つた件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔　〕内には、当該件数に為替取引に至らなかつた件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

３　「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（銀行法第２条第 17 項第２号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得･提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得･提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第22号（第34条の64の21第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

電子決済等代行業に関する報告書

（　年　　月　　日から
　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

２　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

１　登録年月日及び登録番号

２　電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

３　契約締結銀行

契約締結銀行名	契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　「契約締結銀行名」欄は、当期末における契約締結銀行（銀行法第52条の61の10第１項の契約を締結している銀行をいう。２において同じ。）の商号を記載すること。

２　「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従つて行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第２条第17項第１号に掲げる行為（第１条の３の３に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、銀行法第２条第17項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4　委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

1　本表は、委託先（第34条の64の３第２項第２号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

2　「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

3　「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

4　「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5　電子決済等代行業再委託者数

者

（記載上の注意）

当期末において、電子決済等代行業者として第34条の64の９第３項各号の委託を受けている同項の電子決済等代行業再委託者（以下「電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6　役員及び使用人の状況

	役　員		使用人	計
		うち非常勤		
総　数	名	名	名	名

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における電子決済等代行業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7　営業所又は事務所の状況

名　称	所　在　地

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載

すること。

２　適宜、地区別に区分して記載すること。

８　電子決済等代行業の実施状況

（単位：件、者）

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかつた件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔　〕	

（記載上の注意）

１　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第２条第 17 項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

２　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行つた件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第２条第 17 項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至つた件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔　〕内には、当該件数に為替取引に至らなかつた件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

３　「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（銀行法第２条第 17 項第２号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得･提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得･提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第23号（第34条の64の21第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所

の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　　産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計（A）		
負　　債 借入金 未払金 前受金 その他 計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

１　この調書は、電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。

４　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

５　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又

は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$+ \ \text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

6　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
7　「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

○　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融等デリバティブ取引） 第四条の二の三　法第六条第三項第十一号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。） イ　［略］ ロ　商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの ［⑴・⑵　略］ ［二・三　略］ ［2・3　略］ （外国銀行代理業務に係る認可の申請等）	（金融等デリバティブ取引） 第四条の二の三　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの ［⑴・⑵　同上］ ［二・三　同上］ ［2・3　同上］ （外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第四条の二の五　長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が長期信用銀行の子会社である外国銀行及び第四条の二第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行（法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～八　略］

九　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十二　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5　［略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七　長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第

第四条の二の五　［同上］

［一～八　同上］

九　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　［同上］

［一～十一　同上］

十二　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5　［同上］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七　長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第

九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　略］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項第十一号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　同上］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八　長期信用銀行は、当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　株式交換により当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　略］

［三・四　略］

五　当該認可に係る当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

第四条の八　長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　株式交換により当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　同上］

［三・四　同上］

五　当該認可に係る当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五　［略］

六　申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、申請長期信用銀行の営む長期信用銀行の業務の高度化又は申請長期信用銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しい

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五　［同上］

六　申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請長期信用銀行の営む長期信用銀行の業務の高度化又は申請長期信用銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

おそれがないと認められること。

［八・九　略］

3　前二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三　法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第十六条の二の三第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にな

［八・九　同上］

3　前二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

ろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書面並びに次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他法第十六条の二の三第二号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第十六条の二の三第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4　金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　略］

［5・6　略］

（特定主要株主に係る認可の申請）

第五条の二の五　［略］

2　第五条の二の三第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に

［一～三　同上］

四　その他法第十六条の二の三第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第十六条の二の三第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

4　金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第十六条の二の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　同上］

［5・6　同上］

（特定主要株主に係る認可の申請）

第五条の二の五　［同上］

2　第五条の二の三第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に

係る法第十六条の二の三の規定による審査について準用する。

（長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の六　長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

［4～6　略］

係る法第十六条の二の三に規定する審査について準用する。

（長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の六　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

［一～五　同上］

六　その他法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　同上］

［4～6　同上］

（特定持株会社に係る認可の申請）

第五条の五　［略］

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三の規定による審査について準用する。

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつ

（特定持株会社に係る認可の申請）

第五条の五　［同上］

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第十六条の三に規定する審査について準用する。

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項第八号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった長期信

た長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　略］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二　長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ　［略］

ロ　株式交換により、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする

用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　同上］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二　長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　株式交換により、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

場合には、次に掲げる書面

[(1)～(3)　略]

[三・四　略]

五　当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請の時において、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

[二・三　略]

四　当該申請をした長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をそ

[(1)～(3)　同上]

[三・四　同上]

五　当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　[同上]

一　当該申請の時において、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

[二・三　同上]

四　当該申請をした長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基

の基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることにより、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五　当該申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［六・七　略］

3　前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可

準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五　当該申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［六・七　同上］

3　前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可

の申請等）	の申請等）
第五条の九の五　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。	第五条の九の五　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	五　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
［2～4　略］	［2～4　同上］
（特定取引勘定）	（特定取引勘定）
第十二条の四の三　長期信用銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない長期信用銀行又は当該要件のいずれにも該当しない長期信用銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。	第十二条の四の三　長期信用銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない長期信用銀行又は当該要件のいずれにも該当しない長期信用銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
［2～5　略］	［2～5　同上］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十二条の四の五　長期信用銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十二条の六　銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げる全ての措置を講じること。

［イ～ハ　略］

［二～五　略］

［2・3　略］

（銀行法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十六条　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十二条の四の五　長期信用銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十二条の六　銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

［イ～ハ　同上］

［二～五　同上］

［2・3　同上］

（銀行法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十六条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記

記載した書面

3　［略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十六条の二　長期信用銀行は、銀行法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

（合併の認可の申請）

第二十一条　長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十一の二　合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合に

載した書面

3　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十六条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

（合併の認可の申請）

第二十一条　［同上］

［一～十一　同上］

十一の二　合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

は、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十二～十四　略］

２　［略］

（会社分割の認可の申請）

第二十一条の二　長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十　略］

十の二　当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十一～十五　略］

２　［略］

（事業譲渡等の認可の申請）

第二十二条　長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～九　略］

九の二　当該事業の譲受けにより長期信用銀行業高度化等会社の議

［十二～十四　同上］

２　［同上］

（会社分割の認可の申請）

第二十一条の二　［同上］

［一～十　同上］

十の二　当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十一～十五　同上］

２　［同上］

（事業譲渡等の認可の申請）

第二十二条　［同上］

［一～九　同上］

九の二　当該事業の譲受けにより長期信用銀行業高度化等会社の議

決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十・十一　略］

2　［略］

（銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第二十五条の三　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第二十五条の四　長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十四第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

［十・十一　同上］

2　［同上］

（銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第二十五条の三　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第二十五条の四　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十　長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十三　略］

十三の二　合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該長期信用銀行業高度化等会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十四　［略］

十五　その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査について準用する。

3　［略］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十　［同上］

［一～十三　同上］

十三の二　合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該長期信用銀行業高度化等会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十四　［同上］

十五　その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

3　［同上］

（長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第二十五条の十の二　長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十四　略］

十四の二　当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十五　［略］

十六　その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査について準用する。

3　［略］

（長期信用銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第二十五条の十一　長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条におい

（長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第二十五条の十の二　［同上］

［一～十四　同上］

十四の二　当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十五　［同上］

十六　その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

3　［同上］

（長期信用銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第二十五条の十一　［同上］

て「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十　略］

十の二　当該事業の譲渡により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十一　［略］

十二　その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三の規定による審査について準用する。

3　［略］

（許可申請書のその他の添付書類）

第二十五条の十四　銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～六　略］

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請

［一～十　同上］

十の二　当該事業の譲渡により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十一　［同上］

十二　その他銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　第五条の二の六第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る銀行法第五十二条の三十五第四項において準用する法第十六条の三に規定する審査について準用する。

3　［同上］

（許可申請書のその他の添付書類）

第二十五条の十四　［同上］

［一～六　同上］

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請

の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十三　略］

十四　前各号に掲げるもののほか法第十六条の六第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（長期信用銀行代理業の許可の審査）

第二十五条の十六　金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　略］

三　長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別長期信用銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締

の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十三　同上］

十四　前各号に掲げるもののほか法第十六条の六第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（長期信用銀行代理業の許可の審査）

第二十五条の十六　金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　同上］

三　長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別長期信用銀行代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締

結の代理若しくは媒介又は法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の⑴又は⑵に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴ 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

⑵ 法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

結の代理若しくは媒介又は法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴ 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

⑵ 法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為を行わない場合　当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

⑶ ⑴及び⑵以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該長期信用銀行代理業の業務を営む営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該長期信用銀行代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において長期信用銀行代理業を営まない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の⑴又は⑵に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴　当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で長期信用銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において長期信用銀行代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理行為を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴　事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合及び申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるもの

⑵　法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

［ハ～ホ　略］

［四・五　略］

六　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　長期信用銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の

である場合を除く。）。

⑵　法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為を行わない場合　当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

⑶　⑴及び⑵以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

［ハ～ホ　同上］

［四・五　同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　長期信用銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（

兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　略］

七　［略］

（変更の届出を要しない場合）

第二十五条の十七の二　銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

（届出事項）

第二十六条　銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～九　略］

九の二　法第十三条の二第九項の認可を受けた長期信用銀行が当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この

申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　同上］

七　［同上］

［条を加える。］

（届出事項）

第二十六条　［同上］

［一～九　同上］

［号を加える。］

項において同じ。）を超えて保有する長期信用銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

九の三　法第十三条の二第九項の認可を受けた長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する長期信用銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

十　長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

［十一～二十八　略］

2　［略］

3　銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

六の二　法第十六条の四第六項の認可を受けた長期信用銀行持株会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて保有する長期信用銀行業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超

［号を加える。］

十　長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

［十一～二十八　同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

える部分の議決権を保有しなくなつた場合

六の三　法第十六条の四第六項の認可を受けた長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する長期信用銀行業高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

七　長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し又は保有した場合

［八～二十四　略］

［4～9　略］

10　法第十三条の二第三項の規定は、第一項第九号の二から第十二号まで及び第十五号に規定する議決権並びに第三項第六号の二から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第二十六条の二の十一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を

［号を加える。］

七　長期信用銀行持株会社又はその子会社が、第二十五条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し又は保有した場合

［八～二十四　同上］

［4～9　同上］

10　法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十号から第十二号まで及び第十五号に規定する議決権並びに第三項第七号から第九号まで及び第十二号に規定する議決権について準用する。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第二十六条の二の十一　［同上］

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を

行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二十六条の二の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第

行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［同上］

2　［同上］

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二十六条の二の十二　［同上］

二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［略］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

［イ・ロ　略］

ハ　法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

［ニ～ト　略］

三　［略］

（広告類似行為）

第二十六条の二の十五　準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

［ニ～ト　同上］

三　［同上］

（広告類似行為）

第二十六条の二の十五　［同上］

	の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 ［一・二　略］ 三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。） ［イ～ニ　略］	［一・二　同上］ 三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。） ［イ～ニ　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第三条　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 ［一～十六　略］ 十七　法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項 十八　［略］	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第三条　［同上］ ［一～十六　同上］ 十七　法第八十九条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第七十条第五項第八号、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項 十八　［同上］

（業務報告の監事監査報告の通知期限）

第二十七条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（計算関係書類の監事監査報告の内容）

第二十九条　監事（特定金庫（法第三十八条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　［略］

二　計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［三～五　略］

2　［略］

（計算関係書類の監事監査報告の通知期限等）

第三十条　［略］

［2～4　略］

（業務報告の監事監査報告の通知期限）

第二十七条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（計算関係書類の監事監査報告の内容）

第二十九条　［同上］

一　［同上］

二　計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［三～五　同上］

2　［同上］

（計算関係書類の監事監査報告の通知期限等）

第三十条　［同上］

［2～4　同上］

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（特定金庫における計算関係書類の監査）

第三十一条　［略］

2　会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　［略］

二　計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ　無限定適正意見　監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認めら

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（特定金庫における計算関係書類の監査）

第三十一条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ　無限定適正意見　監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認め

れる旨並びに除外事項

ハ　［略］

［三～五　略］

［3・4　略］

（会計監査報告の通知期限等）

第三十二条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする（次条及び第三十四条において同じ。）。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第三十三条　会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知つている場合は、この限りでない。

［一～三　略］

（報酬等の額の算定方法）

られる旨並びに除外事項

ハ　［同上］

［三～五　同上］

［3・4　同上］

（会計監査報告の通知期限等）

第三十二条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第三十三条　会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、すべての監事が既に当該事項を知つている場合は、この限りでない。

［一～三　同上］

（報酬等の額の算定方法）

第三十八条　法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　理事、監事又は会計監査人（第百七十条の二の二十一第三項及び第百七十条の二の二十九を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　［略］

2　［略］

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）

第五十三条の三　金庫は、法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［略］

第三十八条　［同上］

一　理事、監事又は会計監査人（第百七十条の二の二第三項及び第百七十条の二の十を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二　［同上］

2　［同上］

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）

第五十三条の三　［同上］

［一～六　同上］

七　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条　［略］

［2～4　略］

5　法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～二の二　略］

二の三　信用金庫電子決済等代行業（法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［三～三十九　略］

［6～13　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一～二の二　同上］

［号を加える。］

［三～三十九　同上］

［6～13　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　［同上］

しなければならない。

［一～五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用金庫連合会及びその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　略］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六十六条の二　信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

［一～五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用金庫連合会及びその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　同上］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六十六条の二　信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　当該認可に係る当該信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該信用金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五　［略］

六　申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請信用金庫連合会の法第五十四条第一項各

五　当該認可に係る当該信用金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五　［同上］

六　申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用金庫連合会の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用金庫連合

号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

3　前二項の規定は、法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書の規定による認可（信用金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第六十七条　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］

3　前二項の規定は、法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書の規定による認可（信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第六十七条　［同上］

2　［同上］

［一～三　略］	［一～三　同上］
四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
3　［略］	3　［同上］
（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）	（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）
第六十八条　金庫は、法第五十四条の二十二第二項ただし書（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。	第六十八条　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
［2・3　略］	［2・3　同上］
（事業の譲受けの認可の申請等）	（事業の譲受けの認可の申請等）
第八十条　金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。	第八十条　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
六の二　当該事業の譲受けにより業務高度化等会社の議決権を合算	六の二　当該事業の譲受けにより業務高度化等会社の議決権を合算

してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第六十六条の二第一項第四号に掲げる書面 ［七・八　略］ ［2・3　略］ （合併の認可の申請等） 第八十六条　金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 ［一～九　略］ 九の二　吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第六十六条の二第一項第四号に掲げる書面 ［十～十二　略］ ［2・3　略］ （信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為） 第九十九条の二　法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第八十五条の四第二項第一号に規定する預	してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第六十六条の二第一項第四号に掲げる書面 ［七・八　同上］ ［2・3　同上］ （合併の認可の申請等） 第八十六条　［同上］ ［一～九　同上］ 九の二　吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第六十六条の二第一項第四号に掲げる書面 ［十～十二　同上］ ［2・3　同上］ ［条を加える。］

金者をいう。以下この条、次条、第九十九条の四第二項第一号及び第百七十条の二の十において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第百七十条の二の八第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第八十五条の四第二項第一号の金庫

と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

（信用金庫電子決済等代行業に該当する方法）

第九十九条の三　法第八十五条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該金庫に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該金庫に対して伝達する方法とする。

［条を加える。］

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第九十九条の四　法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第九十九条の十六及び第百七十条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第百七十条の二の八第二項、第百七十条の二の九及び第百七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に

［条を加える。］

おいて、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2　前項の信用金庫電子決済等代行業再委託者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一　預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第八十五条の四第二項第一号に規定する指図の伝達を受け、信用金庫電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の金庫に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二　法第八十五条の四第二項第二号に規定する預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、信用金庫電子決済等代行業者に対し、同号の金庫から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

（契約の公表方法）

第九十九条の五　金庫及び信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五条の五第二項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用金庫電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（金庫による基準の公表方法）

第九十九条の六　金庫は、法第八十五条の六第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用金庫電子決済等代行業者及び信用金庫電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（金庫による基準に含まれる事項）

第九十九条の七　法第八十五条の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八十五条の五第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業に係る業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第八十五条の五第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

［条を加える。］

（信用金庫連合会との間の契約に定めなければならない事項）

第九十九条の八　法第八十五条の七第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業再委託者（第九十九条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第八十五条の七第一項の信用金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

［条を加える。］

（信用金庫連合会との間の契約の公表方法）

第九十九条の九　法第八十五条の七第一項の契約を締結した信用金庫連合会及び信用金庫電子決済等代行業者並びに同項の信用金庫は、法第八十五条の七第三項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信用金庫電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（信用金庫連合会による基準等の公表方法）

第九十九条の十　信用金庫連合会は、法第八十五条の八第一項に規定

［条を加える。］

する基準及び法第八十五条の七第一項の信用金庫の名称を、インターネットの利用その他の方法により、信用金庫電子決済等代行業者及び信用金庫電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（信用金庫連合会による基準に含まれる事項）

第九十九条の十一　法第八十五条の八第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八十五条の七第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業に係る業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第八十五条の七第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

（信用金庫が公表しなければならない事項）

第九十九条の十二　法第八十五条の八第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八十五条の七第一項の同意をしている旨

二　当該信用金庫を会員とする信用金庫連合会の名称

（信用金庫による同意等の公表方法）

［条を加える。］

［条を加える。］

第九十九条の十三　法第八十五条の七第一項の信用金庫は、前条各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信用金庫電子決済等代行業者及び信用金庫電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（認定の申請書の添付書類）

第九十九条の十四　令第九条の七第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　認定業務（法第八十五条の九に規定する認定業務をいう。次号及び第百七十条の二の十九第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三　最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四　役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第九条の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

六　その他参考となるべき事項を記載した書類

［条を加える。］

（協会員名簿の縦覧）

第九十九条の十五　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会（法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会をいう。以下同じ。）は、その協会員名簿を当該認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧）

第九十九条の十六　金融庁長官等は、その作成した法第八十五条の十一第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第百七十条の二の四及び第百七十一条第五項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（割合の算定）

第九十九条の十七　法第八十五条の十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規

［条を加える。］

［条を加える。］

（割合の算定）

第九十九条の二　法第八十五条の四第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定す

定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第百七十条の二の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第百七十条の二の二十において同じ。）に金融庁長官により公表されている金庫（次条及び第百七十条の二の二十一第二項において「全ての金庫」という。）の数で除して行うものとする。

（金庫に対する意見聴取等）

第九十九条の十八　法第八十五条の十二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところに

る業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第百七十条の二の十第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第百七十条の二において同じ。）に金融庁長官により公表されている金庫（次条及び第百七十条の二の二第二項において「すべての金庫」という。）の数で除して行うものとする。

（金庫に対する意見聴取等）

第九十九条の三　法第八十五条の四第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより

より、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての金庫の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第百七十条の二の二十及び第百七十条の二の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

2　法第八十五条の十二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての金庫の説明会への出席の有無

三　全ての金庫の意見書の提出の有無

四　［略］

五　提出を受けた意見書に法第八十五条の十二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、金庫から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての金庫の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第百七十条の二及び第百七十条の二の二第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

2　法第八十五条の四第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての金庫の説明会への出席の有無

三　すべての金庫の意見書の提出の有無

四　［同上］

五　提出を受けた意見書に法第八十五条の四第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、金庫から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第九十九条の十九　法第八十五条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決等業務（法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

［二・三　略］

四　苦情処理手続（法第八十五条の十二第一項に規定する苦情処理手続をいう。第百七十条の二の二十五において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第百七十条の二の二十二、第百七十条の二の二十七第二項及び第百七十条の二の二十八において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　［略］

（届出事項）

第百条　法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十三　略］

十三の二　法第五十四条の二十三第六項の認可を受けた信用金庫連合会が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三の三　法第五十四条の二十三第六項の認可を受けた信用金庫連

（業務規程で定めるべき事項）

第九十九条の四　法第八十五条の五第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決等業務（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

［二・三　同上］

四　苦情処理手続（法第八十五条の四第一項に規定する苦情処理手続をいう。第百七十条の二の六において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第百七十条の二の三、第百七十条の二の八第二項及び第百七十条の二の九において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　［同上］

（届出事項）

第百条　［同上］

［一～十三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十四～三十一　略］

2　［略］

3‖　法第八十七条第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三において同じ。）でない信用金庫電子決済等代行業者が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三　第百七十条の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

4‖　金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする

［十四～三十一　同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3‖　金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考

ときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　第二項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

5‖　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三‖　法第八十七条第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

6‖　［略］

7‖　［略］

8‖　法第三十二条第七項の規定は、第一項第十三号の二から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

［一～三　略］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　前項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

4‖　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　同上］

［号を加える。］

5‖　［同上］

6‖　［同上］

7‖　法第三十二条第七項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。］

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～リ　略］ ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ⑴　指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百三十二条第一項第四号ニ及び第百七十条の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合　当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 ⑵　［略］ ル　［略］ ［五・六　略］ ［2～4　略］ （特定取引勘定） 第百七条　信用金庫連合会は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない信用金庫連合会又は当該要件のいずれにも該当しない信用金庫連合会が特定取引勘定を設けることを妨げない。 ［一・二　略］	［イ～リ　同上］ ヌ　［同上］ ⑴　指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百三十二条第一項第四号ニ及び第百七十条の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合　当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 ⑵　［同上］ ル　［同上］ ［五・六　同上］ ［2～4　同上］ （特定取引勘定） 第百七条　信用金庫連合会は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない信用金庫連合会又は当該要件のいずれにも該当しない信用金庫連合会が特定取引勘定を設けることを妨げない。 ［一・二　同上］

［2～5　略］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第百九条　金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第百十三条の二　銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げる全ての措置を講じること。

イ　金庫業務関連苦情（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

［ロ・ハ　略］

［二～四　略］

五　金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十五条の十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情

［2～5　同上］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第百九条　金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第百十三条の二　［同上］

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　金庫業務関連苦情（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

［ロ・ハ　同上］

［二～四　同上］

五　金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十五条の四第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の

の処理を図ること。

2　銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により金庫業務関連紛争（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

［二～五　略］

3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金庫業務関連苦情の処理又は金庫業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一　［略］

二　銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第九条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定に

処理を図ること。

2　［同上］

一　金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により金庫業務関連紛争（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

［二～五　同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の四第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第九条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　［同上］

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定に

より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ　銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第九条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（許可申請書のその他の添付書類）

第百四十条　銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第百七十条の二の二十一第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

［一の二～六　略］

より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ　銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の四第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第九条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（許可申請書のその他の添付書類）

第百四十条　［同上］

一　個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第百七十条の二の二第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

［一の二～六　同上］

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第百七十条の二の三第一号ヘにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十三　略］

十四　前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　略］

三　信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で信用金庫代理業を行う者を

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあつては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十三　同上］

十四　前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　同上］

三　信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で信用金庫代理業を行う者を

除く。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴ 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介　当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

⑵ 法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

除く。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあっては、次に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴ 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。）であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

⑵ 法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為を行わない場合　当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

［削る。］

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で信用金庫代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該信用金庫代理業の業務を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該信用金庫代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において信用金庫代理業を行わない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別信用金庫代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の⑴又は⑵に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴　当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で

⑶　⑴及び⑵以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で信用金庫代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において信用金庫代理業を行わない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別信用金庫代理行為を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別信用金庫代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴　事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有

あつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

⑵ 法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

［ハ～ホ　略］

［四・五　略］

六　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　信用金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万

すると認められる者であること（申請者が兼業業務を行わない場合及び申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

⑵ 法第八十五条の二第二項第二号に掲げる行為を行わない場合　当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

⑶ ⑴及び⑵以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

［ハ～ホ　同上］

［四・五　同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　信用金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属

円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　略］

七　［略］

（変更の届出を要しない場合）

第百四十四条の二　銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

（信用金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第百七十条の二　銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第百七十条の二の三において同じ。）

信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　同上］

七　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。

一　信用金庫電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先（登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。）

二　加入する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の名称

三　信用金庫電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

四　他に業務を営むときは、その業務の種類

2　前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等が登録申請者である場合にあつては、登録申請書（銀行法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第百七十条の二の三において同じ。）に記載することを要しない。

（信用金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第百七十条の二の二　銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　信用金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

［条を加える。］

二　取り扱う信用金庫電子決済等代行業に係る業務の概要
三　信用金庫電子決済等代行業の実施体制
2　前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。
一　信用金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制
二　信用金庫電子決済等代行業に係る業務（法第八十五条の四第二項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、信用金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制
三　信用金庫電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

（登録申請書のその他の添付書類）

第百七十条の二の三　銀行法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第八十五条の四第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。
一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
イ　役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書（役員が法人

［条を加える。］

であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　役員が銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ⑴から⑹までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ホ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

ヘ　登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二　登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ　登録申請者の履歴書

ロ　登録申請者（当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代

わる書面

ハ　登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式第二十号により作成した財産に関する調書

（信用金庫電子決済等代行業者登録簿の縦覧）

第百七十条の二の四　金融庁長官等は、その登録をした信用金庫電子決済等代行業者に係る信用金庫電子決済等代行業者登録簿を当該信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該信用金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（財産的基礎）

第百七十条の二の五　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号イに規定する内閣府令で定める基準は、純資産額（第百七十条の二の三第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととす

［条を加える。］

る。

（変更の届出を要しない場合等）

第百七十条の二の六　銀行法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

三　第百七十条の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2　銀行法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う信用金庫電子決済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3　信用金庫電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第百七十条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［条を加える。］

（廃業等の届出）

第百七十条の二の七　銀行法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、金融庁長官等に提出するものとする。

一　商号、名称又は氏名

二　登録年月日及び登録番号

三　届出事由

四　銀行法第五十二条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

五　信用金庫電子決済等代行業を廃止したときは、その理由

六　会社分割により信用金庫電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき又は信用金庫電子決済等代行業の全部の譲渡をしたときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲渡先

［条を加える。］

（利用者に対する説明）

第百七十条の二の八　銀行法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、信用金庫電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行つた時以後に銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2　信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行うときは

［条を加える。］

、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該事項を明らかにすることができる。

3　銀行法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号

二　利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

三　法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四　利用者との間で継続的に法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五　利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六　その他当該信用金庫電子決済等代行業者の営む信用金庫電子決

済等代行業に関し参考となると認められる事項

（金庫が行う業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第百七十条の二の九　信用金庫電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等代行業の利用者との間で法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用金庫電子決済等代行業者の業務を金庫が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該説明を行うことができる。

［条を加える。］

（為替取引の結果の通知）

第百七十条の二の十　信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の金庫が行った預金者が当該金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業者は、当該通

［条を加える。］

知を、同号の金庫又は信用金庫電子決済等代行業再委託者（信用金庫電子決済等代行業再委託者にあつては、信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

（信用金庫電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理措置）

第百七十条の二の十一　信用金庫電子決済等代行業者は、その業務の内容及び方法に応じ、信用金庫電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

［条を加える。］

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第百七十条の二の十二　信用金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用金庫電子決済等代行業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

［条を加える。］

（特別の非公開情報の取扱い）

第百七十条の二の十三　信用金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用金庫電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をい

［条を加える。］

う。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第百七十条の二の十四　信用金庫電子決済等代行業者は、その業務（法第八十五条の四第二項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、信用金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

［条を加える。］

（信用金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第百七十条の二の十五　信用金庫電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

［条を加える。］

（信用金庫電子決済等代行業に関する報告書の様式等）

第百七十条の二の十六　銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による信用金庫電子決済等代行業に関する報告書は、信用金庫電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第二十一号により、法人である場合においては別紙様式第二十二号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第二十三号により作成した財産に

［条を加える。］

関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2　信用金庫電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用金庫電子決済等代行業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十条の四第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長が当該信用金庫電子決済等代行業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3　信用金庫電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用金庫電子決済等代行業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（公告の方法）

第百七十条の二の十七　銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

［条を加える。］

（利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報）

第百七十条の二の十八　銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第八十五条の四第一項の登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んでいる者（法第八十五条の十一第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用金庫電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二　法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の金庫又は信用金庫連合会との間で、法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約を締結せずに信用金庫電子決済等代行業を営んでいる信用金庫電子決済等代行業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　その他利用者の利益を保護するために認定信用金庫電子決済等代行事業者協会が必要と認める情報

［条を加える。］

（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第百七十条の二の十九　銀行法第五十二条の六十一の二十九に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法の解釈に関する情報

［条を加える。］

二　法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四　信用金庫電子決済等代行業者の業務又は信用金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五　信用金庫電子決済等代行業者の業務及び信用金庫電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六　その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

（指定申請書の提出）

第百七十条の二の二十　［略］

（指定申請書の添付書類）

第百七十条の二の二十一　銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第八十五条の十二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第百七十条の二の二十六第三

（指定申請書の提出）

第百七十条の二　［同上］

（指定申請書の添付書類）

第百七十条の二の二　［同上］

一　法第八十五条の四第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第百七十条の二の七第三項第三

項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第八十五条の十二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第九十九条の十八第一項第二号の規定により全ての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［略］

3　銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第百七十条の二の二十九第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　［略］

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第百七十条の二の二十三及び第百七十条の二の二十四において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第八十五条の四第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　［同上］

一　第九十九条の三第一項第二号の規定によりすべての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　［同上］

3　［同上］

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第百七十条の二の十第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　［同上］

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第百七十条の二の四及び第百七十条の二の五において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　［略］

五　役員が法第八十五条の十二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［略］

七　紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百七十条の二の二十七第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第百七十条の二の二十九において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第百七十条の二の二十九第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［略］

（手続実施基本契約の内容）

第百七十条の二の二十二　銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第百七十条の二の二十五まで及び第百七十条の二の二十七から第百七十条の二の三十までにおいて同じ。）は、当事者である加入金

四　［同上］

五　役員が法第八十五条の四第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［同上］

七　紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第百七十条の二の八第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第百七十条の二の十において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第百七十条の二の十第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［同上］

（手続実施基本契約の内容）

第百七十条の二の三　銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第百七十条の二の六まで及び第百七十条の二の八から第百七十条の二の十一までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十

庫（法第八十五条の十三第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

第百七十条の二の二十三　［略］

第百七十条の二の二十四　［略］

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第百七十条の二の二十五　銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一　加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

［二～四　略］

2　［略］

（紛争解決委員の利害関係等）

第百七十条の二の二十六　銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利

五条の五第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

第百七十条の二の四　［同上］

第百七十条の二の五　［同上］

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第百七十条の二の六　［同上］

一　加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

［二～四　同上］

2　［同上］

（紛争解決委員の利害関係等）

第百七十条の二の七　［同上］

害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

［一～三　略］

四　当該申立てに係る金庫業務関連紛争（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　［略］

［２・３　略］

第百七十条の二の二十七　［略］

第百七十条の二の二十八　［略］

第百七十条の二の二十九　［略］

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第百七十条の二の三十　銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十四号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

［２～５　略］

（特定預金等）

［一～三　同上］

四　当該申立てに係る金庫業務関連紛争（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五　［同上］

［２・３　同上］

第百七十条の二の八　［同上］

第百七十条の二の九　［同上］

第百七十条の二の十　［同上］

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第百七十条の二の十一　銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

［２～５　同上］

（特定預金等）

第百七十条の二の三十一　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百七十条の十一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

第百七十条の二の十二　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百七十条の十一　［同上］

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［同上］

2　［同上］

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百七十条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　［略］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

［イ・ロ　略］

ハ　法第八十九条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百七十条の十二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第八十九条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定

定する特定預金等

［ニ～ト　略］

三　［略］

（広告類似行為）

第百七十条の十五　準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ニ　略］

する特定預金等

［ニ～ト　同上］

三　［同上］

（広告類似行為）

第百七十条の十五　［同上］

［一・二　同上］

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ニ　同上］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百七十条の二十三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第百七十条の二の三十一第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百七十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

［二・三　略］

［2～4　略］

（経由官庁）

第百七十一条　金庫は、法第二十九条の規定による申請書及びこの府令の規定による申請書、業務報告書その他この府令に規定する書面（次項において「申請書等」という。）を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、信用金庫にあつては管轄財務局長（当該信用金庫の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しく

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百七十条の二十三　［同上］

一　第百七十条の二の十二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百七十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

［二・三　同上］

［2～4　同上］

（経由官庁）

第百七十一条　金庫は、法第二十九条の規定による申請書及びこの府令の規定による申請書、業務報告書その他この府令に規定する書面（次項において「申請書等」という。）を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、信用金庫にあつては管轄財務局長（当該信用金庫の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しく

は北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合には当該財務事務所等の長（以下この条において「管轄財務事務所長等」という。）を、信用金庫連合会（全国連合会を除く。以下この項において同じ。）にあつては当該信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）を経由して提出しなければならない。

2　信用金庫は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

3　信用金庫代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、信用金庫代理業に関する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合には福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にある場合には管轄財務事務所長等）とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十条の三第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

は北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長又は出張所長（以下この条において「財務事務所長等」という。）を、信用金庫連合会（全国連合会を除く。以下この項において同じ。）にあつては当該信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）を経由して提出しなければならない。

2　信用金庫は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合に、当該信用金庫の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

3　信用金庫代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、信用金庫代理業に関する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合には福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長等）とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十条の三第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

4　信用金庫代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

5　信用金庫電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であつて国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による申請書、信用金庫電子決済等代行業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

（信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百七十三条　法（第九章の三、第八十七条第三項並びに第八十九条第七項及び第八項に限る。）又はこの府令の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用金庫電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

4　信用金庫代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合には、当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

［項を加える。］

［条を加える。］

2　信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、銀行法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3　信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（予備審査等）

第百七十四条　［略］

（標準処理期間）

第百七十五条　内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認、登録、認定又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

（予備審査等）

第百七十三条　［同上］

（標準処理期間）

第百七十四条　内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一　［略］

二　法第八十五条の十二第一項の規定による指定

三　令第十条の四第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

2　［略］

別表第四（第百七十条の二の六第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更	一　新商号等 二　旧商号等 三　変更年月日	法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）
日本における代理人の商号等の変更（信用金庫電子決済等代行業者が外国に住所	一　新商号等 二　旧商号等 三　変更年月日	日本における代理人が法人であるときは、変更に係る事項を記載した登

一　［同上］

二　法第八十五条の四第一項の規定による指定

［号を加える。］

2　［同上］

［別表を加える。］

を有する個人である場合に限る。）		記事項証明書又はこれに代わる書面、日本における代理人が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面	
日本における代理人の変更（信用金庫電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）	一　変更前の日本における代理人の商号等 二　変更後の日本における代理人の商号等 三　変更年月日	一　理由書 二　変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面	役員（法第八十九条第七項において準用
		一　法人の登記事項証明書	一　変更があつた役員の氏名又は名称

する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	及び役職名 二　就任又は退任年月日	二　就任する役員に係る次に掲げる書面 イ　履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ　住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第百七十条の二の六第一項の届出書に記載した

		場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 ニ　法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ⑴から⑹までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

信用金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置	一　設置した営業所等の名称 二　所在地 三　設置した営業所等で営む信用金庫電子決済等代行業に係る業務の内容 四　営業開始年月日	
営業所等の所在地の変更	一　名称及び変更前の所在地 二　変更後の所在地 三　変更年月日	
営業所等の名称の変更	一　変更前の名称及び所在地 二　変更後の名称 三　変更年月日	
営業所等の廃止	一　廃止した営業所等の名称及び所在地 二　廃止年月日	

主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更（信用金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であり、外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）	一　変更前の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地 二　変更後の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地 三　変更年月日	変更に係る事項を記載した登記事項証明書	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先の変更	一　変更前の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 二　変更後の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 三　変更年月日		

認定信用金庫電子決済等代行事業者協会への加入	一　加入した認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の名称 二　加入年月日	認定信用金庫電子決済等代行事業者協会に加入した事実を確認することができる書面
認定信用金庫電子決済等代行事業者協会からの脱退	一　脱退した認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の名称 二　脱退年月日	認定信用金庫電子決済等代行事業者協会から脱退した事実を確認することができる書面
委託に係る業務の内容又は委託先の変更	一　変更の内容 二　変更年月日	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第二十号を別紙様式第二十四号とし、別紙様式第十九号の次に次の四様式を加える。

別紙様式第20号（第170条の２の３第２号ニ関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所

の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　産　計（A）		
負　債　計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

１　この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　（A）及び（B）の価額の算出は、次のとおり行うこと。

⑴　基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。

⑵　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記⑴にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。

⑶　土地及び建物の価額については、上記⑴にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$+ \ \text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

⑷　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。
⑸　営業権、地上権その他の無形固定資産についても、（A）の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第21号（第170条の２の16第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

信用金庫電子決済等代行業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名　　印

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

２　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

１　登録年月日及び登録番号

２　信用金庫電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

３　契約締結に係る金庫又は信用金庫連合会

⑴　金庫との契約

契約締結金庫名	契約年月日	信用金庫電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　本表は、金庫との間で信用金庫法（以下「法」という。）第85条の５第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結金庫名」欄は、当期末における契約締結金庫（１の契約を締結している金庫をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。

３　「信用金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結金庫との契約に従つて行う信用金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第85条の４第２項第１号に掲げる行為（第99条の２に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第85条の４第２項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

⑵　信用金庫連合会との契約

契約締結信用金庫連合会名		契約年月日	信用金庫電子決済等代行業の業務の内容
	信用金庫名		

（記載上の注意）

1　本表は、信用金庫連合会との間で法第85条の７第１項の契約を締結している場合に記載すること。

2　「契約締結信用金庫連合会名」欄は、当期末における契約締結信用金庫連合会（１の契約を締結している信用金庫連合会をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。

3　「信用金庫名」欄は、契約締結信用金庫連合会が法第85条の７第１項の同意をしている信用金庫の名称を記載すること。

4　「信用金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用金庫連合会との契約に従つて行う信用金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4　委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	信用金庫電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

1　本表は、委託先（第170条の２の２第２項第２号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

2　「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

3　「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

4　「信用金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する信用金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5　信用金庫電子決済等代行業再委託者数

者

（記載上の注意）

当期末において、信用金庫電子決済等代行業者として第99条の４第２項各号の委

託を受けている同項の信用金庫電子決済等代行業再委託者（以下「信用金庫電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6　使用人の状況

	使　用　人
総　　数	名

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用金庫電子決済等代行業に従事する使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7　事務所の状況

名　　称	所　在　地

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用金庫電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。

2　適宜、地区別に区分して記載すること。

8　信用金庫電子決済等代行業の実施状況

（単位：件、者）

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔　〕	

（記載上の注意）

1　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第 85 条の４第２項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは信用金庫電子決済等代行業再委託者（信用金庫電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う信用金庫電子決済等代行業再委託者や信用金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは信用金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

２　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行つた件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第85条の４第２項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、信用金庫電子決済等代行業者又は信用金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至つた件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔　〕内には、当該件数に為替取引に至らなかつた件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

３　「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者若しくは積金者（法第85条の４第２項第２号の預金者又は積金者をいう。以下同じ。）若しくは信用金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者若しくは積金者若しくは信用金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第22号（第170条の２の16第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

信用金庫電子決済等代行業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

２　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

１　登録年月日及び登録番号

２　信用金庫電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用金庫電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

３　契約締結に係る金庫又は信用金庫連合会

⑴　金庫との契約

契約締結金庫名	契約年月日	信用金庫電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　本表は、金庫との間で信用金庫法（以下「法」という。）第85条の５第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結金庫名」欄は、当期末における契約締結金庫（１の契約を締結している金庫をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。

３　「信用金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結金庫との契約に従つて行う信用金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第85条の４第２項第１号に掲げる行為（第99条の２に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第85条の４第２項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図

伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

⑵　信用金庫連合会との契約

契約締結信用金庫連合会名		契約年月日	信用金庫電子決済等代行業の業務の内容
	信用金庫名		

（記載上の注意）

1　本表は、信用金庫連合会との間で法第85条の7第1項の契約を締結している場合に記載すること。

2　「契約締結信用金庫連合会名」欄は、当期末における契約締結信用金庫連合会（1の契約を締結している信用金庫連合会をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。

3　「信用金庫名」欄は、契約締結信用金庫連合会が法第85条の7第1項の同意をしている信用金庫の名称を記載すること。

4　「信用金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用金庫連合会との契約に従つて行う信用金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4　委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	信用金庫電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

1　本表は、委託先（第170条の2の2第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

2　「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

3　「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

4　「信用金庫電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する信用金庫電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5　信用金庫電子決済等代行業再委託者数

者

（記載上の注意）

当期末において、信用金庫電子決済等代行業者として第99条の４第２項各号の委託を受けている同項の信用金庫電子決済等代行業再委託者（以下「信用金庫電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6　役員及び使用人の状況

	役　　員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総　　数	名	名	名	名

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用金庫電子決済等代行業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7　事務所の状況

名　　称	所　在　地

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用金庫電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。

2　適宜、地区別に区分して記載すること。

8　信用金庫電子決済等代行業の実施状況

（単位：件、者）

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔　〕	

（記載上の注意）

1　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第 85 条の４第２項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは信用金庫電子決済等代行業再委託者（信用金庫電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う信用金庫電子決済等代行業再委託者や信用金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供す

る決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは信用金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行つた件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第85条の４第２項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、信用金庫電子決済等代行業者又は信用金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至つた件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔　〕内には、当該件数に為替取引に至らなかつた件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3　「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者若しくは積金者（法第85条の４第２項第２号の預金者又は積金者をいう。以下同じ。）若しくは信用金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者若しくは積金者若しくは信用金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第23号（第170条の２の16第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所

の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　　産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計（A）		
負　　債 借入金 未払金 前受金 その他 計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

１　この調書は、信用金庫電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。

４　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

５　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$+ \ \text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

6　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
7　「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

○　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第三十一条の十一　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 ［イ・ロ　略］ ハ　農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第三十一条の十一　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十

十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等 ［ニ～ト　略］ 三　［略］	九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等 ［ニ～ト　同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第	1　［同上］ 一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第

一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する銀行法第二十五条第三項、第五十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の四第一項及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第百二十一条の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十一第二項において適用する銀行法第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十一の十五第三項（信用金庫法第八十九条第七項、労働金庫法第九十四条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五

一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の四第一項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第百二十一条の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十一第二項において適用する第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の八十一第三項（長期信用銀行法第十七条、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二の三第一項、信用金庫法第八十九条第七項、労

の十第一項、農業協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の十二第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条の五の八第六項、水産業協同組合法第百二十一条の五の八第六項及び農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十一の二十七第二項（信用金庫法第八十九条第七項、労働金庫法第九十四条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の十二第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条の五の八第六項、水産業協同組合法第百二十一条の五の八第六項及び農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の八十一第三項（長期信用銀行法第十七条、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二の三第一項、信用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四条第七項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第百二十一条の八第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法働金庫法第九十四条第五項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第百二十一条の八第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の五及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百一条第一項において準用する場合を含む。）

律第百八十一号）第六十九条の五及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百一条第一項において準用する場合を含む。）

［一の二～二十六　略］

二十七　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十八条第三項、第六十条の十七第三項及び第六十条の二十九第二項

［二十八～四十　略］

2　金融商品取引法第百九十条第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定による検査（同法第百九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四

［一の二～二十六　同上］

二十七　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十八条第三項

［二十八～四十　同上］

2　金融商品取引法第百九十条第一項、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項（同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項の規定による検査（同法第百九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査（同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第一項の規定による検査（同法第二条第二項第四

十六号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。 ［３・４　略］	十六号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。）の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。 ［３・４　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（外国銀行代理業務に関する認可の申請等） 第一条の二　信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～六　略］ 七　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 ２　［略］ （信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権） 第三条　法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関す	（外国銀行代理業務に関する認可の申請等） 第一条の二　［同上］ ［一～六　同上］ 七　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 ２　［同上］ （信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権） 第三条　法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関す

る法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

［一～五　略］

［2～4　略］

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条　［略］

［2～4　略］

5　法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～二の二　略］

二の三　信用協同組合電子決済等代行業（法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）

る法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

［一～五　同上］

［2～4　同上］

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一～二の二　同上］

［号を加える。］

に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

［三～三十九　略］

［6～13　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条　信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項及び第百十条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第百十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

［四・五　略］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［三～三十九　同上］

［6～13　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条　［同上］

［一・二　同上］

三　当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項及び第百十条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第百十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　同上］

［四・五　同上］

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

5　［略］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六条の二　信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該認可に係る当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社

［2・3　同上］

4　第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5　［同上］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六条の二　信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　当該認可に係る当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超え

が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五　［略］

六　申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同

て保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五　［同上］

六　申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同

組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

3　前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［略］

組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］

3　前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請） 第八条　信用協同組合等は、法第四条の三第二項（法第四条の六第三項で準用する場合を含む。）ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 ［2・3　略］ （事業報告の監事監査報告の通知期限） 第二十一条　［略］ ［2～4　略］ 5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一　［略］ 二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事 （計算関係書類の監事監査報告の内容） 第二十三条　監事（特定信用協同組合等（法第五条の八第三項に規定	（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請） 第八条　［同上］ ［一～三　同上］ 四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面 ［2・3　同上］ （事業報告の監事監査報告の通知期限） 第二十一条　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ 一　［同上］ 二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事 （計算関係書類の監事監査報告の内容） 第二十三条　［同上］

する特定信用協同組合等をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　［略］

二　計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［三～五　略］

2　［略］

（計算関係書類の監事監査報告の通知期限等）

第二十四条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（特定信用協同組合等における計算関係書類の監査）

第二十五条　［略］

2　会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　［同上］

二　計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［三～五　同上］

2　［同上］

（計算関係書類の監事監査報告の通知期限等）

第二十四条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（特定信用協同組合等における計算関係書類の監査）

第二十五条　［同上］

2　［同上］

一　［略］

二　計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ　無限定適正意見　監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ　［略］

［三～五　略］

［3・4　略］

（会計監査報告の通知期限）

第二十六条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げ

一　［同上］

二　計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ　無限定適正意見　監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ　［同上］

［三～五　同上］

［3・4　同上］

（会計監査報告の通知期限）

第二十六条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

る場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする（次条及び第二十八条において同じ。）。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第二十七条　会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

［一～三　略］

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条　信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

［一～三　略］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

［イ～リ　略］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第二十七条　会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、すべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

［一～三　同上］

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～リ　同上］

ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　［略］

(2)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条の五十八第一項第十八号ロにおいて同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条の五十八第一項第十八号ロにおいて同じ。）の内容

ル　［略］

五　次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

［イ～ニ　略］

ホ　金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第百十条の五十八第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券の

ヌ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。）の内容

ル　［同上］

五　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第百十条の二十五第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券の

うち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六　［略］

［2～4　略］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第四十六条　信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（許可申請書のその他の添付書類）

第八十条　銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～六　略］

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第百十条の十九第一号ヘにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載し

うち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六　［同上］

［2～4　同上］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第四十六条　信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（許可申請書のその他の添付書類）

第八十条　［同上］

［一～六　同上］

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

た書面

［九～十三　略］

十四　前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条　金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があった場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　略］

三　信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で信用協同組合代理業を行う者を除く。）であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係

［九～十三　同上］

十四　前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条　金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があった場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一・二　同上］

三　信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当する等、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で信用協同組合代理業を行う者を除く。）であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別信用協同組合代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であってその契約の締結に係

る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴ 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

⑵ 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で信用協同組合代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用協同組合代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限

る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあっては、次に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴ 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ並びに第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。）であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合を除く。）。

⑵ 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為を行わない場合　当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

⑶ ⑴及び⑵以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で信用協同組合代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う信用協同組合代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限

る。）を当該信用協同組合代理業の業務を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該信用協同組合代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあっては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において信用協同組合代理業を行わない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別信用協同組合代理行為を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の⑴又は⑵に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴ 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

⑵ 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行すること

る。）を当該業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において信用協同組合代理業を行わない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別信用協同組合代理行為を行う場合にあっては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴ 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合及び申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

⑵ 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為を行わない場合

当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で

ができると認められる者

［削る。］

［ハ～ホ　略］

［四・五　略］

六　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

あること。

⑶　⑴及び⑵以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

［ハ～ホ　同上］

［四・五　同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　信用協同組合代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　略］	［ニ・ホ　同上］
七　［略］	七　［同上］
（変更の届出を要しない場合） 第八十四条の二　銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。） 二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合	［条を加える。］
（信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為） 第百十条の二　法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であって、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第六条の五の二第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第百十条の四第二項第一号及び第百十条の二十六において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（信用協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第百十条の二十四第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。 一　預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う	［条を加える。］

行為

二　預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三　預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四　預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第六条の五の二第二項第一号の信用協同組合等と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

（信用協同組合電子決済等代行業に該当する方法）

第百十条の三　法第六条の五の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させ

［条を加える。］

る為替取引を行うことについて当該信用協同組合等に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該信用協同組合等に対して伝達する方法とする。

（信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項）

第百十条の四　法第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者（同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第百十条の十六及び第百十条の三十四第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百十条の八、第百十条の二十四第二項、第百十条の二十五及び第百十条の二十六において同じ。）を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等

［条を加える。］

が行うことができる措置に関する事項とする。

2　前項の信用協同組合電子決済等代行業再委託者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一　預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第六条の五の二第二項第一号に規定する指図の伝達を受け、信用協同組合電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の信用協同組合等に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二　法第六条の五の二第二項第二号に規定する預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、信用協同組合電子決済等代行業者に対し、同号の信用協同組合等から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

（契約の公表方法）

第百十条の五　信用協同組合等及び信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の三第二項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（信用協同組合等による基準の公表方法）

第百十条の六　信用協同組合等は、法第六条の五の四第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（信用協同組合等による基準に含まれる事項）

第百十条の七　法第六条の五の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六条の五の三第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第六条の五の三第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

［条を加える。］

（信用協同組合連合会との間の契約に定めなければならない事項）

第百十条の八　法第六条の五の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者（第百十条の四第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を

［条を加える。］

受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第六条の五の五第一項の信用協同組合が行うことができる措置に関する事項とする。

（信用協同組合連合会との間の契約の公表方法）

第百十条の九　法第六条の五の五第一項の契約を締結した信用協同組合連合会及び信用協同組合電子決済等代行業者並びに同項の信用協同組合は、法第六条の五の五第三項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

［条を加える。］

（信用協同組合連合会による基準等の公表方法）

第百十条の十　信用協同組合連合会は、法第六条の五の六第一項に規定する基準及び法第六条の五の五第一項の信用協同組合の名称を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が

［条を加える。］

常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（信用協同組合連合会による基準に含まれる事項）

第百十条の十一　法第六条の五の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六条の五の五第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置

二　法第六条の五の五第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制

［条を加える。］

（信用協同組合が公表しなければならない事項）

第百十条の十二　法第六条の五の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六条の五の五第一項の同意をしている旨

二　当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称

［条を加える。］

（信用協同組合による同意等の公表方法）

第百十条の十三　法第六条の五の五第一項の信用協同組合は、前条各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業

［条を加える。］

者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

（認定の申請書の添付書類）

第百十条の十四　令第五条の七第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　認定業務（法第六条の五の七に規定する認定業務をいう。次号及び第百十条の三十五第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三　最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四　役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第五条の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

六　その他参考となるべき事項を記載した書類

［条を加える。］

（協会員名簿の縦覧）

第百十条の十五　認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会（法第

［条を加える。］

六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会をいう。以下同じ。）は、その協会員名簿を当該認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧）

第百十条の十六　金融庁長官等は、その作成した法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。第百十条の二十及び第百十三条第四項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（信用協同組合電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第百十条の十七　銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第百十条の十九において同じ。）が法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる

［条を加える。］

行為を除く。）を行う場合に限る。

一　信用協同組合電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先（登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあっては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。）

二　加入する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の名称

三　信用協同組合電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

四　他に業務を営むときは、その業務の種類

2　前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第百十条の十九及び第百十一条第三項において同じ。）が登録申請者である場合にあっては、登録申請書（銀行法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第百十条の十九において同じ。）に記載することを要しない。

（信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第百十条の十八　銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定

［条を加える。］

する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　信用協同組合電子決済等代行業に係る行為のうち、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

二　取り扱う信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の概要

三　信用協同組合電子決済等代行業の実施体制

2　前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　信用協同組合電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制

二　信用協同組合電子決済等代行業に係る業務（法第六条の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、信用協同組合電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三　信用協同組合電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

（登録申請書のその他の添付書類）

第百十条の十九　銀行法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）

［条を加える。］

とする。ただし、銀行等が法第六条の五の二第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　役員が銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ⑴から⑹までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ホ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

ヘ　登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二　登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ　登録申請者の履歴書

ロ　登録申請者（当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　登録申請者の婚姻前の氏名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式第十五号により作成した財産に関する調書

（信用協同組合電子決済等代行業者登録簿の縦覧）

第百十条の二十　金融庁長官等は、その登録をした信用協同組合電子決済等代行業者に係る信用協同組合電子決済等代行業者登録簿を当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、当該信用協同組合電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（財産的基礎）

第百十条の二十一　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号イに規定する内閣府令で定める基準は、純資産額（第百十条の十九第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこととする。

［条を加える。］

（変更の届出を要しない場合等）

第百十条の二十二　銀行法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

三　第百十条の十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2　銀行法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3　信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第百十条の

［条を加える。］

十七第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行うこととなった場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第百十条の二十三　銀行法第五十二条の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、金融庁長官等に提出するものとする。

一　商号、名称又は氏名

二　登録年月日及び登録番号

三　届出事由

四　銀行法第五十二条の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日

五　信用協同組合電子決済等代行業を廃止したときは、その理由

六　会社分割により信用協同組合電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき又は信用協同組合電子決済等代行業の全部の譲渡をしたときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲渡先

［条を加える。］

（利用者に対する説明）

第百十条の二十四　銀行法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合電子決済等代行業者が、利

［条を加える。］

用者との間で継続的に法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2　信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該事項を明らかにすることができる。

3　銀行法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号

二　利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

三　法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四　利用者との間で継続的に法第六条の五の二第二項各号に掲げる

行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五　利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六　その他当該信用協同組合電子決済等代行業者の営む信用協同組合電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項

（信用協同組合等が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第百十条の二十五　信用協同組合電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業の利用者との間で法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の業務を信用協同組合等が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該説明を行うことができる。

［条を加える。］

（為替取引の結果の通知）

第百十条の二十六　信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の信用協同組合等が行った預金者が当該信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者にあっては、信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

［条を加える。］

（信用協同組合電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理措置）

第百十条の二十七　信用協同組合電子決済等代行業者は、その業務の内容及び方法に応じ、信用協同組合電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

［条を加える。］

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第百十条の二十八　信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

［条を加える。］

（特別の非公開情報の取扱い）

第百十条の二十九　信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

［条を加える。］

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第百十条の三十　信用協同組合電子決済等代行業者は、その業務（法第六条の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、信用協同組合電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

［条を加える。］

（信用協同組合電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第百十条の三十一　信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。

［条を加える。］

（信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書の様式等）

第百十条の三十二　銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書は、信用協同組合電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第十六号により、法人である場合においては別紙様式第十七号により、それぞれ作成し、個人にあっては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあっては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

［条を加える。］

2　信用協同組合電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第九条第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長が当該信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書を受理する場合にあっては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3　信用協同組合電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受

けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4　金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合電子決済等代行業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（公告の方法）

第百十条の三十三　銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

［条を加える。］

（利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報）

第百十条の三十四　銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第六条の五の二第一項の登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる者（法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二　法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の信用協同組

［条を加える。］

合等又は信用協同組合連合会との間で、法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる信用協同組合電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　その他利用者の利益を保護するために認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会が必要と認める情報

（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第百十条の三十五　銀行法第五十二条の六十一の二十九に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法の解釈に関する情報

二　法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四　信用協同組合電子決済等代行業者の業務又は信用協同組合電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五　信用協同組合電子決済等代行業者の業務及び信用協同組合電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六　その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

［条を加える。］

（特定預金等）

第百十条の三十六　法第六条の五の十一に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

（契約の種類）

第百十条の三十七　法第六条の五の十一において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第六条の五の十一に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

［条を削る。］

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第百十条の三十八　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第百十条の四十の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

（特定預金等）

第百十条の二　法第六条の五の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

（契約の種類）

第百十条の三　法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

第百十条の四　削除

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第百十条の五　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第百十条の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第百十条の三十九　［略］

（電磁的方法の種類及び内容）

第百十条の四十　令第五条の七第一項及び第五条の八第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号又は第百十条の四十の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの

二　［略］

第百十条の四十の二　［略］

第百十条の四十の三　［略］

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第百十条の四十一　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　［略］

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び

第百十条の六　［同上］

（電磁的方法の種類及び内容）

第百十条の七　［同上］

一　前条第一項各号又は第百十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの

二　［同上］

第百十条の七の二　［同上］

第百十条の七の三　［同上］

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第百十条の八　［同上］

一　［同上］

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び

第百十条の四十三において同じ。）とする旨

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であって承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第百十条の四十三において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第百十条の四十二　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百十条の四十三の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2　［略］

第百十条の四十三　［略］

第百十条の四十三の二　［略］

第百十条の十において同じ。）とする旨

2　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であって承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第百十条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第百十条の九　準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百十条の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2　［同上］

第百十条の十　［同上］

第百十条の十の二　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百十条の四十四　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ　［略］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第百十条の十一　［同上］

一　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二　［同上］

2　［同上］

一　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ　［同上］

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百十条の四十五　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第百十条の四十七第二項第三号及び第百十条の四十七の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第百十条の四十七において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

［イ・ロ　略］

ハ　法第六条の五の十一に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等

。

ロ　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百十条の十二　［同上］

一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第百十条の十四第二項第三号及び第百十条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第百十条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第六条の五の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、

、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

［ニ～ト　略］

三　［略］

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第百十条の四十六　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一　［略］

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第百十条の四十七の二において同じ。）とする旨

2　［略］

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

［ニ～ト　同上］

三　［同上］

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第百十条の十三　［同上］

一　［同上］

二　次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第百十条の十四の二において同じ。）とする旨

2　［同上］

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

記載事項）

第百十条の四十七　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百十条の四十七の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

２　［略］

第百十条の四十七の二　［略］

第百十条の四十七の三　［略］

（広告類似行為）

第百十条の四十八　準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号

記載事項）

第百十条の十四　準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第百十条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

２　［同上］

第百十条の十四の二　［同上］

第百十条の十四の三　［同上］

（広告類似行為）

第百十条の十五　［同上］

に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ハ　略］

ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)　［略］

(2)　第百十条の五十六第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)　第百十条の五十六第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容についての広告等の表示方法）

第百十条の四十九　［略］

2　［略］

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十

［一・二　同上］

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　第百十条の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)　第百十条の二十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容についての広告等の表示方法）

第百十条の十六　［同上］

2　［同上］

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十

三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第百十条の五十二第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

第百十条の五十　［略］

第百十条の五十一　［略］

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第百十条の五十二　［略］

2　令第五条の九第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第百十条の四十八第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第百十条の五十三　［略］

三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第百十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

第百十条の十七　［同上］

第百十条の十八　［同上］

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第百十条の十九　［同上］

2　令第五条の九第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第百十条の十五第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第百十条の二十　［同上］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第百十条の五十四　［略］

2　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百十条の五十八第一項第十一号に掲げる事項

二　第百十条の五十八第一項第十二号に掲げる事項

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第百十条の五十八第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

第百十条の五十五　［略］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の五十六　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし

（契約締結前交付書面の記載方法）

第百十条の二十一　［同上］

2　［同上］

一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百十条の二十五第一項第十一号に掲げる事項

二　第百十条の二十五第一項第十二号に掲げる事項

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第百十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

第百十条の二十二　［同上］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の二十三　［同上］

書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第百十条の三十六第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十条の五十八第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

［二・三　略］

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の三十九の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

［3・4　略］

第百十条の五十七　［略］

第百十条の五十八　［略］

第百十条の五十九　［略］

一　第百十条の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

［二・三　同上］

2　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

［3・4　同上］

第百十条の二十四　［同上］

第百十条の二十五　［同上］

第百十条の二十六　［同上］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の六十　［略］

２　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の三十九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

［３・４　略］

第百十条の六十一　［略］

第百十条の六十一の二　［略］

第百十条の六十二　［略］

（届出事項）

第百十一条　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十　略］

十の二　法第四条の四第三項の認可を受けた信用協同組合連合会が当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十の三　法第四条の四第三項の認可を受けた信用協同組合連合会又

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の二十七　［同上］

２　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

［３・４　同上］

第百十条の二十八　［同上］

第百十条の二十八の二　［同上］

第百十条の二十九　［同上］

（届出事項）

第百十一条　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十一～二十五の二　略］

2　法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六‖　信用協同組合代理業を再委託した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であって、当該再委託を受けた信用協同組合代理業再受託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3‖　法第七条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては、銀行等でない信用協同組合電子決済等代行業者が法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行っているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三　第百十条の十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

4‖　信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決

［十一～二十五の二　同上］

2　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

3‖　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第七条の二第一

済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　第二項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

5‖　法第四条第二項の規定は、第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

6‖　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三‖　法第七条の二第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7‖　［略］

8‖　［略］

（経由官庁）

第百十三条　信用協同組合は、申請書、業務報告書その他法及びこの府令に規定する書面を財務局長又は財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）があるときは、当該財務事務所等の長（以下この条において「管轄財務事務所長等」という。）を経由して提

項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　前項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

4‖　法第四条第二項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

5‖　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

6‖　［同上］

7‖　［同上］

（経由官庁）

第百十三条　信用協同組合は、申請書、業務報告書その他法及びこの府令に規定する書面を財務局長又は財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

出しなければならない。

2　信用協同組合代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、信用協同組合代理業に関する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にあるときは福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にあるときは管轄財務事務所長等とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3　信用協同組合代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

4‖　信用協同組合電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であって国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による申請書、信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書その他この府令に規定

2　信用協同組合代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、信用協同組合代理業に関する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出する場合において、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にあるときは福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3　信用協同組合代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所がある場合にあっては、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

［項を加える。］

する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百十五条　法（第六条の五の二から第六条の五の十まで及び第七条の二第三項に限る。）又はこの府令の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用協同組合電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、銀行法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3　信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添

［条を加える。］

付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（予備審査等）

第百十六条　［略］

（標準処理期間）

第百十七条　金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、許可、承認、登録、認定又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、令第九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2　［略］

別表第四（第百十条の二十二第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類

（予備審査等）

第百十五条　［同上］

（標準処理期間）

第百十六条　金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、許可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　［同上］

［別表を加える。］

商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更	一　新商号等 二　旧商号等 三　変更年月日	法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）
日本における代理人の商号等の変更（信用協同組合電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）	一　新商号等 二　旧商号等 三　変更年月日	日本における代理人が法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面、日本における代理人が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面
日本における代理人の変更（信用協同組合電子決済等代行業	一　変更前の日本における代理人の商号等	一　理由書 二　変更後の日本における代理人

者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）		
	二　変更後の日本における代理人の商号等 三　変更年月日	の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
役員（法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	一　変更があった役員の氏名又は名称及び役職名 二　就任又は退任年月日	一　法人の登記事項証明書 二　就任する役員に係る次に掲げる書面 イ　履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ　住民票の抄本（就任する

役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第百十条の二十二第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　法第六条の五の十第一項

営業所等の所在地の	信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置 一　設置した営業所等の名称 二　所在地 三　設置した営業所等で営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の内容 四　営業開始年月日	
一　名称及び変更前		において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

変更	二　変更後の所在地 三　変更年月日	の所在地	
営業所等の名称の変更	一　変更前の名称及び所在地 二　変更後の名称 三　変更年月日		
営業所等の廃止	一　廃止した営業所等の名称及び所在地 二　廃止年月日		
主たる営業所又は事務所の名称又は所在地の変更（信用協同組合電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であり、外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に	一　変更前の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地 二　変更後の主たる営業所又は事務所の名称又は所在地 三　変更年月日	変更に係る事項を記載した登記事項証明書	

限る。）	利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先の変更	一　変更前の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 二　変更後の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地又は連絡先 三　変更年月日	
	認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会への加入	一　加入した認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の名称 二　加入年月日	認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会に加入した事実を確認することができる書面
	認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会からの脱退	一　脱退した認定信用協同組合電子決済等代行事業者協	認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会から脱退

会の名称 二　脱退年月日	した事実を確認することができる書面
一　変更の内容 二　変更年月日	
委託に係る業務の内容又は委託先の変更	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第十四号の次に次の四様式を加える。

別紙様式第15号（第110条の19第２号ニ関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所

の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　産　計（A）		
負　債　計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

１　この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　（A）及び（B）の価額の算出は、次のとおり行うこと。

⑴　基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。

⑵　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記⑴にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。

⑶　土地及び建物の価額については、上記⑴にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$+ \ \text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

⑷　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。
⑸　営業権、地上権その他の無形固定資産についても、（A）の価額の算出の基礎とする。

別紙様式第16号（第110条の32第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名　　印

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

２　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

１　登録年月日及び登録番号

２　信用協同組合電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用協同組合電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

３　契約締結に係る信用協同組合等又は信用協同組合連合会

⑴　信用協同組合等との契約

契約締結信用協同組合等名	契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　本表は、信用協同組合等との間で協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第６条の５の３第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結信用協同組合等名」欄は、当期末における契約締結信用協同組合等（１の契約を締結している信用協同組合等をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。

３　「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用協同組合等との契約に従って行う信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第６条の５の２第２項第１号に掲げる行為（第110条の２に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第６条の５の２第２項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・

提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

⑵　信用協同組合連合会との契約

契約締結信用協同組合連合会名		契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容
	信用協同組合名		

（記載上の注意）

１　本表は、信用協同組合連合会との間で法第６条の５の５第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結信用協同組合連合会名」欄は、当期末における契約締結信用協同組合連合会（１の契約を締結している信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。

３　「信用協同組合名」欄は、契約締結信用協同組合連合会が法第６条の５の５第１項の同意をしている信用協同組合の名称を記載すること。

４　「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用協同組合連合会との契約に従って行う信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

４　委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　本表は、委託先（第 110 条の 18 第２項第２号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

２　「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

３　「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

４　「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5　信用協同組合電子決済等代行業再委託者数

者

（記載上の注意）

当期末において、信用協同組合電子決済等代行業者として第110条の４第２項各号の委託を受けている同項の信用協同組合電子決済等代行業再委託者（以下「信用協同組合電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6　使用人の状況

	使　用　人
総　　数	名

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用協同組合電子決済等代行業に従事する使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7　事務所の状況

名　　称	所　在　地

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用協同組合電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。

2　適宜、地区別に区分して記載すること。

8　信用協同組合電子決済等代行業の実施状況

（単位：件、者）

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔　〕	

（記載上の注意）

1　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第６条の５の２第２項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う信用協同組合電子決済等代行業再委託者や信用協同組合電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は

含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

２　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第６条の５の２第２項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、信用協同組合電子決済等代行業者又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔　〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

３　「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者若しくは積金者（法第６条の５の２第２項第２号の預金者又は積金者をいう。以下同じ。）若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者若しくは積金者若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第17号（第110条の32第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

２　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

１　登録年月日及び登録番号

２　信用協同組合電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用協同組合電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

３　契約締結に係る信用協同組合等又は信用協同組合連合会

⑴　信用協同組合等との契約

契約締結信用協同組合等名	契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　本表は、信用協同組合等との間で協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第６条の５の３第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結信用協同組合等名」欄は、当期末における契約締結信用協同組合等（１の契約を締結している信用協同組合等をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。

３　「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用協同組合等との契約に従って行う信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（法第６条の５の２第２項第１号に掲げる行為（第110条の２に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第６条の５の２第２項第１号の指図の内容のみの伝達を

含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

⑵　信用協同組合連合会との契約

契約締結信用協同組合連合会名		契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容
	信用協同組合名		

（記載上の注意）

１　本表は、信用協同組合連合会との間で法第６条の５の５第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結信用協同組合連合会名」欄は、当期末における契約締結信用協同組合連合会（１の契約を締結している信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。

３　「信用協同組合名」欄は、契約締結信用協同組合連合会が法第６条の５の５第１項の同意をしている信用協同組合の名称を記載すること。

４　「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結信用協同組合連合会との契約に従って行う信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

４　委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

１　本表は、委託先（第 110 条の 18 第２項第２号の第三者をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。

２　「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。

３　「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。

４　「信用協同組合電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する信用協同組合電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口

座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5　信用協同組合電子決済等代行業再委託者数

者

（記載上の注意）

当期末において、信用協同組合電子決済等代行業者として第110条の４第２項各号の委託を受けている同項の信用協同組合電子決済等代行業再委託者（以下「信用協同組合電子決済等代行業再委託者」という。）があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6　役員及び使用人の状況

	役　員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総　数	名	名	名	名

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用協同組合電子決済等代行業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7　事務所の状況

名　称	所　在　地

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用協同組合電子決済等代行業を営む事務所について記載すること。

2　適宜、地区別に区分して記載すること。

8　信用協同組合電子決済等代行業の実施状況

（単位：件、者）

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	〔　〕	

（記載上の注意）

1　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第６条の５の２第２項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該信用協同組合電子決済等代行業再

委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う信用協同組合電子決済等代行業再委託者や信用協同組合電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

２　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第６条の５の２第２項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、信用協同組合電子決済等代行業者又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔　〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

３　「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者若しくは積金者（法第６条の５の２第２項第２号の預金者又は積金者をいう。以下同じ。）若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者若しくは積金者若しくは信用協同組合電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第18号（第110条の32第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所

の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　　産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計（A）		
負　　債 借入金 未払金 前受金 その他 計（B）		
（A）－（B）		

（記載上の注意）

１　この調書は、信用協同組合電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。

４　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

５　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあつては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$+ \ \text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

6　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
7　「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

○　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第五十二条の十三の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 ［イ・ロ　略］ ハ　農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第五十二条の十三の十二　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規

規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等 ［二～ト　略］ 三　［略］ （保険会社の子会社の範囲等） 第五十六条の二　［略］ 2　法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～十三の二　略］ 十三の三　電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務 ［十四～四十七　略］ ［3～10　略］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第二百三十四条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］	定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等 ［二～ト　同上］ 三　［同上］ （保険会社の子会社の範囲等） 第五十六条の二　［同上］ 2　［同上］ ［一～十三の二　同上］ ［号を加える。］ ［十四～四十七　同上］ ［3～10　同上］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第二百三十四条の十二　［同上］ 一　［同上］

二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 ［イ・ロ　略］ ハ　農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等 ［ニ～ト　略］ 三　［略］	二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等 ［ニ～ト　同上］ 三　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定信託契約） 第三十条の二　法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる信託契約以外の信託契約とする。 ［一～五　略］ ２　前項第三号イの「特定預金等」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等をいう。	（特定信託契約） 第三十条の二　［同上］ ［一～五　同上］ ２　前項第三号イの「特定預金等」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第三十条の十二　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 ［イ・ロ　略］ ハ　農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等 ［ニ～ト　略］ 三　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第三十条の十二　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等 ［ニ～ト　同上］ 三　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
［略］	［同上］
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項並びに第六条の五第一項及び第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十一の十二	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項並びに同法第五十二条の四十九、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項
［略］	［同上］

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	［略］
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第	

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項、第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九	［同上］
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並び	

	五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の十二
［略］	

別表第三（第五条関係）

［略］	協同組合による金融事業に関する法律	第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二	
［略］	信用金庫法		第八十九条第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五

	に第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	

別表第三（第五条関係）

［同上］	協同組合による金融事業に関する法律	第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	
［同上］	信用金庫法		第八十九条第三項又は第五項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の

	十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一の十二
［略］	
銀行法	第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一の十二
［略］	

別表第四（第八条関係）

［略］	
協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する

	六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	
銀行法	第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	

別表第四（第八条関係）

［同上］	
協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）及び第六条の二第一項において準用す

会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項	［略］	信用金庫法	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項

る会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）	［同上］	信用金庫法	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

［略］	銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の二十一第一項
［略］		

［同上］	銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項並びに第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第六十二条　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 ［イ・ロ　略］ ハ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第六十二条　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫

庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等 ［ニ～ト　略］ 三　［略］	法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等 ［ニ～ト　同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（履行保証金信託契約の内容） 第十九条　法第四十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。 イ　［略］ ロ　破産手続開始の申立て等（法第二条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。 ［ハ～ホ　略］ ［四～十五　略］ （資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） 第三十二条の三　法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　次に掲げる全ての措置を講じること。 イ　資金移動業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて	（履行保証金信託契約の内容） 第十九条　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ ロ　破産手続開始の申立て等（法第二条第十項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。 ［ハ～ホ　同上］ ［四～十五　同上］ （資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） 第三十二条の三　［同上］ 一　［同上］ イ　資金移動業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて

準用する銀行法第二条第二十二項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 ［ロ・ハ　略］ ［二～五　略］ 2　法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十三項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。 ［二～四　略］ 3　［略］	準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 ［ロ・ハ　同上］ ［二～五　同上］ 2　［同上］ 一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。 ［二～四　同上］ 3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ ２　［略］ ３　この府令において「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関連紛争」又は「加入資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）第二条第二十二項若しくは第二十三項又は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業等関連苦情、資金移動業等関連紛争又は加入資金移動業等関係業者をいう。	（定義） 第一条　［同上］ ２　［同上］ ３　この府令において「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関連紛争」又は「加入資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）第二条第十九項若しくは第二十項又は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業等関連苦情、資金移動業等関連紛争又は加入資金移動業等関係業者をいう。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） 第二十五条　法第六十三条の十二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　次に掲げる全ての措置を講じること。 イ　仮想通貨交換業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十二項に規定する資金移動業等関連苦情のうち仮想通貨交換業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 ［ロ・ハ　略］ ［二～五　略］ 2　法第六十三条の十二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により仮想通貨交換業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十三項に規定する資金移動業等関連	（仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置） 第二十五条　［同上］ 一　［同上］ イ　仮想通貨交換業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業等関連苦情のうち仮想通貨交換業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 ［ロ・ハ　同上］ ［二～五　同上］ 2　［同上］ 一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により仮想通貨交換業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業等関連紛

紛争のうち仮想通貨交換業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。 ［二～四　略］ 3　［略］	争のうち仮想通貨交換業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。 ［二～四　同上］ 3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（調査室等及び信用法制企画調整官等） 第四条　［略］ ［2～7　略］ 8　信用法制企画調整官は、命を受けて、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第十一条第一項第五号から第十四号までに掲げる事務（第十一号に掲げる事務を除く。）及び第十八号に掲げる事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。 9　［略］ （監督調査室等及び監督企画官等） 第八条　［略］ ［2～5　略］ 6　協同組織金融室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 ［一～四　略］	（調査室等及び信用法制企画調整官等） 第四条　［同上］ ［2～7　同上］ 8　信用法制企画調整官は、命を受けて、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第十一条第一項第五号から第十三号までに掲げる事務（第十号に掲げる事務を除く。）及び第十七号に掲げる事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。 9　［同上］ （監督調査室等及び監督企画官等） 第八条　［同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ ［一～四　同上］

五の二　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者 六の二　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会 七　［略］ ［7～16　略］	［号を加える。］ ［号を加える。］ 五の二　［同上］ ［7～16　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）第三十四条の六十四の十六、第三十四条の六十四の十七及び第三十四条の六十四の十九の規定の適用については、新銀行法施行規則第三十四条の六十四の十六中「第二条第十七項各号」とあるのは「第二条第十七項第一号」と、新銀行法施行規則第三十四条の六十四の十七中「電子決済等代行業者は」とあるのは「電子決済等代行業者（法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うものに限る。以下この条、次条及び第三十四条の六十四の十九において同じ。）は」と、新銀行法施行規則第三十四条の六十四の十九第一号中「電子決済等代行業の」とあるのは「電子決済

等代行業（法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うものに限る。次号において同じ。）の」とする。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）第六十四条、第九十九条の四及び第九十九条の八の規定の適用については、新信用金庫法施行規則第六十四条第五項第二号の三中「以下」とあるのは「第九十九条の四第一項、第九十九条の七及び第九十九条の十一を除き、以下」と、新信用金庫法施行規則第九十九条の四第一項中「同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業（法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う営業をいう。第九十九条の七及び第九十九条の十一において同じ。）を営む者」と、「第九十九条の十六」とあるのは「次項第一号、第九十九条の十六」と、「以下同じ」とあるのは「以下この項及び次条から第九十九条の十三までにおいて同じ」と、「第八十五条の四第二項各号」とあるのは「第八十五条の四第二項第一号」と、同条第二項第一号中「に対し、」とあるのは「（法

第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者を含む。次条から第九十九条の十三までを除き、以下同じ。）に対し、」と、新信用金庫法施行規則第九十九条の八中「第八十五条の四第二項各号」とあるのは「第八十五条の四第二項第一号」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合金融事業法施行規則」という。）第四条、第百十条の四及び第百十条の八の規定の適用については、新協同組合金融事業法施行規則第四条第五項第二号の三中「以下」とあるのは「第百十条の四第一項、第百十条の七及び第百十条の十一を除き、以下」と、新協同組合金融事業法施行規則第百十条の四第一項中「同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業（法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う営業をいう。第百十条の七及び第百十条の十一において同じ。）を営む者」と、「第百十条の十六」とあるのは「次項第一号、第百十条

の十六」と、「以下同じ」とあるのは「以下この項及び次条から第百十条の十三までにおいて同じ」と、「第六条の五の二第二項各号」とあるのは「第六条の五の二第二項第一号」と、同条第二項第一号中「に対し、」とあるのは「（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者を含む。次条から第百十条の十三までを除き、以下同じ。）に対し、」と、新協同組合金融事業法施行規則第百十条の八中「第六条の五の二第二項各号」とあるのは「第六条の五の二第二項第一号」とする。